

子ども医療費助成制度のご案内

■対象者

高校3年生までの子ども

■助成内容

通院、入院にかかる医療費の一部を助成します。文書代や健診代など、保険適用外の費用は助成対象外です。

通院

【0～18歳】全額助成。

【薬局での調剤費】全額助成。

入院

【0～18歳】全額助成。

※保険者が発行する「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は食事代も対象になります。

■助成を受けるには…

県内の医療機関では

医療機関の窓口で子ども医療費受給者証を提示してください。

県外の医療機関／救急外来では

保健福祉課（保健福祉センター内）に申請すれば助成金を支給します。

申請期限は受診した月の末日から6か月です。（例：4月に受診→10月末まで）

《必要なもの》

- ① 子ども医療費受給者証
- ② 子どもの保険資格情報が分かる書類
- ③ 領収書
- ④ 通帳など振込先口座がわかるもの

【問い合わせ】 聖籠町保健福祉課（保健福祉センター内）

子ども（ひとり親、県障）医療費助成担当 ☎0254-27-6511

（開庁時間：平日8：30～17：15）

医師の指示により補装具などを購入した場合

医療費の全額（10割）を負担した場合

医師が治療上必要と認めた「足底装具」、「弱視用眼鏡」などの購入費用は、子ども（ひとり親、県障）医療費助成の対象となります。

また、保険資格書類を忘れたり、切り替えの手続き中で保険資格書類がないまま医療機関を受診した場合、医療費の全額（10割）を支払うことがあります。この場合でも、下記の手続きをすれば医療費の助成を受けることができます。

■対象者

子ども、ひとり親、県障の受給者証をお持ちの方

■申請方法（1→2の順に申請）

（1）保険者に申請

10割のうち7割（未就学児は8割）を加入している保険者（保険証を発行している機関）に申請をしてください。手続き方法は保険者にお問い合わせください（社会保険→勤め先、国民健康保険→役場町民課）。

（2）保健福祉課へ申請

（1）の手続き後、通常1か月～2か月ほどで、支給額（7割・8割）が記載された「支給決定通知書(※)」が届くので、下記「必要なもの」を持って保健福祉課（保健福祉センター内）に申請してください。申請期限は補装具を作成した月（受診した月）の末日から6か月以内です。（例:4月に作成（受診）⇒10月末まで）

(※)保険者によって、名称が異なる場合があります。

《必要なもの》

- ① 子ども（ひとり親、県障）受給者証
- ② 保険資格が分かる書類
- ③ 領収書（原本を保険者に提出した場合、コピーでも可）
- ④ 通帳など振込先口座がわかるもの
- ⑤ 保険者が発行する支給決定通知書
～以下は補装具等の申請の場合のみ～
- ⑥ 医師の装用証明書（又は作成指示書、原本を保険者に提出した場合、コピーでも可）